令和８年１１月１９日
産業・人権環境常任委員会資料
人権環境部人権啓発課

（仮称）宇治市人権尊重のまちづくり条例（初案）について

市・市民・事業者等が一体となって人権を尊重する意識を次世代へと継承し、将来にわたって人権尊重のまちづくりをさらに推進する基盤を整えるため、条例を制定することとし、「（仮称）宇治市人権尊重のまちづくり条例」の初案を取りまとめましたので、ご報告いたします。

また、本初案について、パブリックコメントを実施いたしますので、あわせてご報告いたします。

１．（仮称）宇治市人権尊重のまちづくり条例（初案）について

資料１　（仮称）宇治市人権尊重のまちづくり条例（初案）

２．パブリックコメントの実施について

（１）実施期間

令和８年 11 月 20 日（金）から令和８年 12 月 21 日(月)（必着）まで

（２）周知方法

①市政だより（12 月１日号）に掲載
②市ホームページに掲載
③人権啓発課及び行政資料コーナーへの配架
④市内各公共施設（「市民の声」投書箱設置施設）への配架

（３）意見の提出方法

①人権啓発課へ持参　②郵送　③ファクス　④Ｅメール
⑤ＷＥＢフォーム　⑥「市民の声」投書箱

（４）意見等の公表

お寄せいただいた意見等のとりまとめ結果及び意見等に対する回答は、市ホームページ掲載等にて行います。

３．今後の予定について

令和９年２月常任委員会　パブリックコメント結果・初案修正について報告予定

令和９年３月定例会　条例制定議案提出予定